

香美市外国語指導助手派遣仕様書

1. 事業の概要

(1) 事業名

香美市外国語指導助手派遣

(2) 事業の目的

香美市教育委員会では、グローバル社会の中で夢や志を持って自立し、他者と協働しながら未来を切り拓く人材の育成を目指し、様々な事業に取り組んでいる。

外国語教育においては、学習指導要領に示されているとおり小学校3・4年の外国語活動、5・6年の教科としての英語、それに伴う中学校、高等学校の英語の高度化が求められている。このような国の動向も踏まえ、本市では保育園から外国語に親しむ機会を保障するとともに、保小中が連携し、香美市の子どもたちの学びが円滑に繋がるよう、発達段階に応じた外国語教育を推進し、コミュニケーション能力のより一層の育成を目指す。併せて、他教科等とも連携し、社会や世界との関わり、外国語やその背景にある文化への理解など国際理解教育の育成にも努める。

以上のことから、子どもたちが外国語に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力の素地や基礎を養うことができるよう、令和8年度から令和10年度の3ヵ年においても、資質に恵まれた外国語指導助手（以下「ALT」という。）を保小中学校に配置し、外国語教育及び国際理解教育の充実を目指して取り組む。そのため、ALTの安定した人数確保を図るよう、一部について派遣による配置を予定している。

(3) 事業内容

香美市外国語指導助手派遣に係る以下の業務を行う。

① 事業者に関する業務について

ア ALTの適正配置

イ ALT配置に伴う運営・管理・サポート

ウ ALTの評価及び研修

エ 事業報告書の作成及び教育委員会への提出（毎月業務終了後10日以内。ただし、年度の途中において業務を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出。）

オ その他教育委員会が必要と認める業務

② A L Tの業務について

- ア 各小中学校における外国語（活動）の授業における教職員の補助
- イ 外国語教育の効果的な授業実践に関する支援及び情報提供（教材・教具の作成補助など）
- ウ 教職員を対象としたの外国語に関する研修への協力
- エ 特別活動や課外活動等における児童・生徒との交流、指導補助
- オ 保育園での活動その他教育委員会が必要と認める業務

（４）契約形態

派遣契約

2. 業務従事者（A L T）の要件

- （１） 指導言語を英語とし、英語を母語とする者と同様に話することができること。
- （２） 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「教育」を有するなど、日本での就労に適切な在留資格を有すること。
- （３） 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていないこと。また、過去に禁固以上の刑に処せられたことがないこと。
- （４） 学校等に就労するために適切な健康診断を受診し、異常がない者であること。
- （５） 日本の学校教育及び学習指導要領における外国語教育に理解と関心があること。
- （６） 授業以外の部活動や外国語教育に理解と意欲があること。
- （７） 積極的に子どもと共に活動することに意欲があること。
- （８） 英語の発音・リズム・イントネーションにおいて優秀であり、かつ、現代の標準的な語学力を備えていること。また、文章力・文法力が優れていること。
- （９） 社会人（特に、教育に携わる者）として自覚と責任があること。
- （１０） 円滑な人間関係が構築できること。
- （１１） プライバシーの保護に努める等、人権意識の高い者。

3. 契約期間および配置時間数等

契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

配置日は、原則として月曜日から金曜日までとし、1日の業務時間は午前8時00分から午後5時までの間で学校の勤務時間に応じた時間（実労働時間7時間45分以下）とする。但し、香美市立小学校及び中学校については、管理運営に関する規則に基づく学校休業期間中及び祝祭日、土曜日、日曜日は原則勤務を要しない日とする。その他、参観日や遠足、体育大会等の学校行事や式典に参加する場合、又は教育委員会が必要と認める業務へ参加する場合の臨時の時間割変更については、双方協議の上、変更することができるものとする。

4. 業務場所（配置校）およびALT数

香美市内の小中学校10校（小学校7校、中学校3校）、保育園6園及び教育支援センター（ふれんどる一む）及び香美市立教育研究所の内、契約時に指定する場所とする。本契約で配置するALTは6名とし、1名あたり2校（園）以上の学校等を兼務することがある。なお、ALTの配置人数が若干名減る可能性があることを認め、変更を要するときは、双方協議のうえ決定するものとする。

舟入小学校、山田小学校、楠目小学校、片地小学校、香長小学校
大宮小学校、大栃小学校、鏡野中学校、香北中学校、大栃中学校
新改保育園、なかよし保育園、あけぼの保育園、片地保育園、美良布保育園
大栃保育園、香美市立教育研究所、教育支援センター（ふれんどる一む）

5. 派遣金額に含まれるもの

上記「3. 事業内容」に加え、次の費用を含むものとする。

- （1） 福利厚生費（社会保険・雇用保険等）
- （2） 採用・育成・研修に伴う経費
- （3） スケジュールの管理等運営に伴う経費
- （4） 企画、教材、教材開発費
- （5） 労務管理費（住宅費を含む）
- （6） 交通費

6. 支払について

支払方法は、契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）抜き）を月毎に均等分割し、年12回の毎月支払とする。この場合において、1月（回）分の支払額に1円未満の端数が生じるときは、最終の支払月に含めるものとする。

消費税等については、毎月ごとの支払額に基づき算出し、算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。この場合において、年12回分の消費税等の合計金額と契約金額に対する消費税等の額に誤差が生じるときは、最終の支払月で調整する。

なお、業務が困難な日数が出た場合は、協議の上、契約金額を減額する場合がある。また、契約期間中であっても、派遣を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することができるものとする。その場合は、契約解除月は解除日までの日数について月額を日割計算して支払うものとし、以後の金額については支払わないものとする。

7. 研修等の実施

(1) A L Tに対する研修の実施

派遣元事業者は、A L Tを対象とした配置前及び配置後の定期的な研修を実施すること。また、教育委員会から要請があった場合には、香美市が雇用しているA L T 2名についても研修への参加を可能とすること。

(2) 配置校（園）におけるA L Tの指導・監督

派遣元事業者は、本業務の適切な実施を図るため、配置校（園）を定期又は随時に巡回し、必要に応じてA L Tの指導を行うこと。

(3) 情報の収集

学校教育、特に外国語教育の指導に関する通達等、業務遂行のため必要な情報を迅速に収集しながら、A L Tと学校に対してそれらに関する情報提供や研修を行うこと。

8. その他

(1) 労務管理は派遣元事業者が責任をもって行うこと。

(2) A L Tに対する研修については、派遣元事業者が責任を持って行い、指導技術の向上を図るとともに、児童・生徒の人権擁護の観点にも十分配慮するよう指導すること。

(3) 派遣元事業者は、配置校（園）からの連絡その他の行為に対応するため、責任者を選任して届け出るものとする。

(4) A L Tの事故又は勤務内容、勤務態度若しくは指導能力について適格性を欠くと判断したときは、A L Tの変更が可能であり、その代替の確保ができていないこと。

(5) 派遣元事業者が香美市の申出又は自らの都合によりA L Tの変更を行うときは、新たに配置するA L Tについて、事前に香美市教育委員会に氏名等を通知するものとする。

(6) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、香美市と派遣元事業者の双方で誠意を持って協議するものとする。